



長野県報

12月14日(木)
平成18年
(2006年)
第1821号

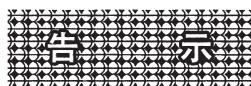
目 次

告 示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者の氏名の変更（障害福祉課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害福祉課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課・健康づくり支援課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課・健康づくり支援課）	4
平成4年長野県告示第828号（長野県における普通公衆浴場の入浴料金の価格の統制額の指定）の一部改正（食品・生活衛生課）	4
国土調査法に基づく平成18年度地籍調査事業計画（農地整備課）	4
都市計画の変更及び都市計画図書の縦覧（2件）（都市計画課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（4件）（道路課）	5
道路の区域決定及び関係図面の縦覧（道路課）	6
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	7
表彰規則に基づく表彰（統計課）	7
土地改良区の定款変更の認可（2件）（農地整備課）	7
県が発注する森林整備業務に係る入札参加者の資格審査（森林政策課）	7
林業種苗法に基づく講習会の開催（森林整備課）	8
土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課）	8
一般競争入札（森林政策課）	8
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査（東北信運転免許センター）	9
平成18年度定期監査の結果に関する報告（第1回）（監査委員事務局）	12
一般競争入札（高校教育課）	24
一般競争入札（特別支援教育課）	24



長野県告示第578号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
牧内明子	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	飯田市八幡町438 飯田市立病院
松原浩之	肢体不自由	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
一由武男	音声・言語 心臓 腎臓 ぼうこう・直腸 小腸 免疫	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
関一二三	肢体不自由	千曲市上山田温泉3-34-3 長野赤十字上山田病院
尾崎一典	ぼうこう・直腸 小腸	上田市上丸子335-5 丸子中央総合病院
清水公雄	ぼうこう・直腸 小腸	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
高橋淳	肢体不自由	松本市旭3-1-1 国立大学法人信州大学医学部附属病院
近藤竜一	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 免疫	松本市旭3-1-1 国立大学法人信州大学医学部附属病院
中澤孝則	視覚	佐久市中込3639-32 中澤眼科クリニック
大野康成	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	伊那市伊那1313-1 伊那中央行政組合伊那中央病院
鈴木康之	肢体不自由	上田市常田2-15-16 上田整形外科クリニック
平野悟	視覚 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 ぼうこう・直腸	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院
外立裕之	肢体不自由	松本市旭3-1-1 国立大学法人信州大学医学部附属病院
荻原伸英	肢体不自由	松本市旭3-1-1 国立大学法人信州大学医学部附属病院

吉澤寿英

音	声	・	言	語
肢	体	不	自	由
心			臓	
腎			臓	
呼	吸		器	
ぼうこう	・	直	腸	
小			腸	

佐久市長土呂字北下ノ中原803-26
佐久長土呂クリニック

障害福祉課

長野県告示第579号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者の氏名が次のとおり変更になりました。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

氏名	変更前の氏名
佐藤敦子	木暮敦子

変更後の氏名
佐藤敦子

障害福祉課

長野県告示第580号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称
平松邦英	松本市旭3-1-1 信州大学医学部付属病院
伊藤健一	北安曇郡池田町大字池田3207-1 安曇総合病院
中島貞男	下伊那郡下條村陽臈1 下條診療所
八子武裕	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
岩波利和	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院

変更後の医療機関の所在地及び名称
岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
飯田市八幡町438 飯田市立病院
下伊那郡下條村陽臈2731 中島医院
松本市旭3-1-1 信州大学医学部付属病院
木曾郡木曾町福島6613-4 長野県立木曾病院

障害福祉課

長野県告示第581号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
クオールまるやま薬局	飯田市白山町三丁目東3-1	平成18年12月1日
とちの木薬局	伊那市長谷非持553-3	平成18年12月1日
ヘルシーズみたけ薬局	木曾郡木曾町三岳6497-5	平成18年12月1日

障害福祉課
健康づくり支援課

長野県告示第582号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成18年12月14日

医療機関の名称

神畑薬局
たんぽぽ薬局
ちくま薬局
有限会社なかや薬局

所在地

上田市常田2-35-5
東御市県160-2
千曲市上山田温泉3-3-30
安曇野市三郷温3798-1

長野県知事 村井 仁

辞退予告期間終了年月日
平成19年1月1日
平成19年1月1日
平成19年1月1日
平成19年1月1日

障害福祉課
健康づくり支援課**長野県告示第583号**

平成4年長野県告示第828号（長野県における普通公衆浴場の入浴料金の価格の統制額の指定）の一部を次のように改正し、平成19年1月1日から施行します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

本則の表中 「360円」 を 「380円」 に改める。

食品・生活衛生課

長野県告示第584号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成18年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
佐久市	佐久市中小田切の一部 (追加調査地域)	平成19年3月30日 まで

農地整備課

長野県告示第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路 3・5・16号千歳線

2 都市計画を定める土地の区域

佐久市岩村田字上木戸、字外西浦、字内西浦、字柳堂、字下宿、字宮の東、字曲口、字觀音堂、字東大門先、字西八日町の各一部

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び佐久市役所

都市計画課

長野県告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 3・6・9号北長野通り

2 都市計画を定める土地の区域

長野市大字鶴賀字苗間平、字峯村、字下色黒、大字早苗町、大字東鶴賀町、大字柳町、三輪一丁目、三輪二丁目、桐原一丁目、桐原二丁目、中越二丁目、吉田三丁目、吉田一丁目、吉田二丁目の各一部

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

長野県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県南佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 上野小海線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡北相木村字三寸木5502番の1地先から	旧	3.6~8.5 m	0.7041 km
南佐久郡北相木村字横ヤ沢5269番地先まで		8.0~31.0	0.7620
同上	新	8.0~28.5	0.7620

道路課

長野県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 佐久小諸線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字森山字長林593番の1地先から 小諸市大字甲字上鶴巻1170番の1地先まで	旧	m 5.0~21.6	km 1.2553
同上	新	m 11.0~34.6	km 1.2519

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩名田佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市平塚字屋敷前1601番の1地先から 佐久市平塚字屋敷前1611番の1地先まで	旧	m 5.6~7.2	km 0.1178
同上	新	m 5.6~7.2 8.2~8.9	km 0.1178 0.1230

道路課

長野県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 駒ヶ根駒ヶ岳公園線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡宮田村4750番の4地先から 上伊那郡宮田村4750番の3地先まで	旧	m 4.0~7.5	km 0.1200
同上	新	m 4.0~7.5 4.0~10.0	km 0.1200 0.3000

道路課

長野県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 路線名 佐久小諸線

(2) 供用を開始する区間

小諸市大字森山字長林593番の1地先から

小諸市大字甲字上鶴巻1170番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成18年12月14日

2 (1) 路線名 塩名田佐久線

(2) 供用を開始する区間

佐久市平塚字屋敷前1601番の1地先から

佐久市平塚字屋敷前1611番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成18年12月14日

道路課

長野県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 駒ヶ根駒ヶ岳公園線

2 供用を開始する区間

上伊那郡宮田村4750番の4地先から

上伊那郡宮田村4750番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成18年12月14日

道路課

長野県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 中野飯山線

2 供用を開始する区間

中野市大字赤岩字宮裏1586番の2地先から

中野市大字赤岩字宮裏1599番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成18年12月14日

道路課

長野県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 秋山郷森宮野原停車場線

2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字極野12769番の2地先から

下水内郡栄村大字北信字久保田3585番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成18年12月14日

道路課

長野県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月14日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋山郷森宮野原停車場線

3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字堺字極野12769番の2地先から 下水内郡栄村大字北信字久保田3585番の1地先まで	m 4.8~47.2	km 8.9555

道路課

選告示第66号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成18年12月14日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

35,448	35,460
362,066	362,160
11,918	11,903
17,147	17,154
21,053	21,065
12,631	12,621
25,446	25,441
18,907	18,875
10,300	10,275
15,141	15,123
27,445	27,501
9,841	9,815
11,202	11,197
6,947	6,915
14,971	14,935
96,898	97,033
54,711	54,789
32,746	32,754
14,918	14,894
28,090	28,101
14,174	14,165
19,771	19,776
11,941	11,966
16,485	16,515
9,123	9,146
11,387	11,390
8,090	8,067
8,985	8,959
14,933	14,952
17,097	17,123
10,583	10,601
17,926	17,946

に改める。

選挙管理委員会